

奨学給付金 第2子加算申請について

下記の「加算の要件」に該当する家族がいる場合は、高等学校等奨学給付金加算支給申請書（様式2）を提出することで、第2子加算申請をすることができます。

【加算の要件】

非課税世帯のうち、7月1日時点で対象生徒以外に保護者等が次の(1)・(2)いずれかに該当する者（以下「加算要件に該当する家族」という）を扶養している世帯

- (1) 高等学校等に在学する者で、当該生徒の兄弟姉妹であり、加算額を申請していない者
- (2) 高等学校等に在学していない者で、当該生徒の兄弟姉妹であり、7月1日における年齢が 15 歳（中学生を除く。）以上 23 歳未満の者（中学生を除く）

（例1）高校生A（全日制）、高校生B（全日制）の2人兄弟の場合

⇒ いずれか1人の申請で加算

- ・高校生Aの申請 様式2を提出して加算申請する。加算対象家族は、Bの名前を記載。
- ・高校生Bの申請 加算申請は行わない

※AとBの学年によらず、どちらで加算申請してもよい。

（例2）高校生C（全日制）、高校生D（全日制）、大学生Eの3人兄弟の場合

⇒ 高校生C及び高校生D双方の申請で加算。

- ・高校生Cの申請 様式2を提出して加算申請する。加算対象家族は、Eの名前を記載。
- ・高校生Dの申請 様式2を提出して加算申請する。加算対象家族は、Eの名前を記載。

※ ただし、大学生Eが年齢要件に該当し、申請者に扶養されている場合に限る。

（例3）高校生F、高校生G、高校生Hの3人兄弟の場合

⇒ いずれか2人の申請において、加算申請する。

- ・高校生Fの申請 様式2を提出して加算申請する。加算対象家族は、Hの名前を記載。
- ・高校生Gの申請 様式2を提出して加算申請する。加算対象家族は、Hの名前を記載。
- ・高校生Hの申請 加算申請は行わない。

【留意事項】

※ 第2子加算申請は、全日制又は定時制の学校に限ります。（通信制・専攻科に通っている生徒については、加算はありません。）

※ 兄弟姉妹がいても、保護者等に扶養されていないなど、要件に該当しない場合は、第2子加算申請をすることができません。